



様式第4号 (第6条関係)

城里町指令第 5 号

許 可 証

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2  
氏名 勝田環境 株式会社  
代表取締役 望月 福男 様

令和6年3月5日に申請のあった一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項~~一~~浄化槽法第35条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境 株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	城里町
処理料金	運搬費 (20,000円/2t車、25,000円/4t車、31,000円/10t車)
営業許可期間	自 令和6年 4月 1日 至 令和8年 3月31日
許可条件	<ul style="list-style-type: none"><li>この許可書は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。</li><li>車両には事業所名を表示すること。</li><li>処理・処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。</li><li>法令、条例、規則、上記事項及びその他町長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがある。</li><li>必要に応じて事業所等への立ち入りを行う。</li></ul>

令和6年 4月 1日

城里町長 上遠野

修

